

いんふおめーしょん

短期里子事業 里親さん募集!!

期間 7月24日(金)~7月28日(火)の4泊5日

今年も児童養護施設の子どもたちがあたたかい家庭の雰囲気を経験する「短期里子事業」を宍粟市連合婦人会と社会福祉協議会の共催で行います。

この事業も今年で54回目。宍粟で過ごす夏を楽しみに待っている子どもたちの受け入れに、ご協力いただける里親さんを募集します。

ご協力いただける方は、**6月30日(火)まで**に社協までご連絡下さい。

昨年は、
市内83世帯で
93名の里子を
受け入れていた
できました



◆問合せ先◆

宍粟市社会福祉協議会

本部・一宮支部 ☎72-8787

山崎支部 ☎62-5530

波賀支部 ☎75-3631

千種支部 ☎76-3390



※短期里子事業の実施経費は、赤い羽根共同募金の配分金を活用しています。

小地域福祉活動助成金

自治会内での地域福祉活動を進めるため、小地域福祉活動助成金を交付します。

小地域福祉活動とは・・・

自治会や隣保単位で取り組む「福祉のまちづくり」をめざした、住民による主体的なささえあい活動です。

福祉連絡会の設置を・・・

小地域福祉活動を実践するため、福祉活動の中心的推進者で構成する福祉連絡会を各自治会に設置し、自治会内の福祉課題を取りまとめ、活動の企画運営にあたります。

福祉連絡会の組織は・・・

自治会によって異なりますが、自治会役員、福祉委員、民生委員児童委員、民生児童協力委員、婦人会、老人クラブ、子ども会、ボランティア、消防団などが参加されています。

活動内容及び助成金は・・・

基本活動・・・全ての自治会で実施

年間1万円+(H20年度の社協一般会員数×150円)

①福祉基盤整備活動

会議・研修会・福祉懇談会の開催、活動計画作りなど。

②地域たすけあい活動

住民レベルで解決可能な福祉課題をたすけあいにより推進する活動。

地域交流事業・・・

1事業以上を選択し実施 年間1万円

①ふれあい喫茶活動

②ふれあいサロン活動

③地域交流支援活動

三世交代交流活動、防犯パトロール、自治会行事への要援護者招待事業など。

※小地域福祉活動説明会を各支部で予定しています。

申請の期日は説明会でお知らせします。

ボランティア活動助成金

社会福祉協議会では、ボランティアグループが安定的・継続的に活動することを支援するため、宍粟市ボランティア・市民活動センターに登録されているグループに対して活動助成を行います。

助成金の交付を希望されるグループは、6月22日(月)までに申請してください。

1.助成対象 宍粟市ボランティア・市民活動センターに登録し、活動が継続的に行われているグループ

2.助成金額 15,000円を上限にグループの運営に必要な経費を助成します。

3.提出書類 ボランティア活動助成金交付申請書
(登録グループの代表者には事前にも送付していますが、社協のホームページからもダウンロードできます。)

4.提出期限 6月22日(月)必着

5.提出先 宍粟市社会福祉協議会 本部・支部(ボランティア・市民活動センター)